

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の全部を改正する告示 …… 保 健 体 育 課 1頁

告 示

三重県教育委員会告示第25号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の全部を改正する告示を次のとおり定めます。

令和5年9月27日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の全部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和4年三重県教育委員会告示第25号）の全部を改正する。

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料

高 等 学 校 名	体 育 施 設 名	照明設備の使用料（円／時間）
桑名高等学校	体育館	100
桑名西高等学校	体育館	100
	武道場	50
桑名北高等学校	テニスコート	350
	体育館	150
	武道場	50
桑名工業高等学校	運動場	100
	体育館	150
	武道場	100
	弓道場	50
いなべ総合学園高等学校	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
	レスリング場	50
四日市高等学校	体育館	100
	武道場	50
四日市南高等学校	体育館	150
	武道場	50
四日市西高等学校	テニスコート	500
	体育館	300
朝明高等学校	運動場	800
	体育館	150
	武道場	50
四日市四郷高等学校	運動場	400
	テニスコート	500
	武道場	50
	レスリング場	50

四日市工業高等学校	運動場	900
	テニスコート	450
四日市商業高等学校	体育館	100
	テニスコート	250
四日市中央工業高等学校	運動場	750
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
菰野高等学校	運動場	450
	トレーニング場	50
	弓道場	50
川越高等学校	運動場	700
神戸高等学校	運動場	600
	柔道場	50
	剣道場	50
白子高等学校	運動場	100
石薬師高等学校	体育館	100
	ウエイトリフティング場	50
稲生高等学校	運動場	150
	運動場（野球）	500
	第1体育館	150
	第2体育館	200
	武道場	50
	武道場（なぎなた）	50
亀山高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
津高等学校	体育館	100
	テニスコート	200
	武道場	50
津西高等学校	第2運動場	700
	体育館	100
	武道場	50
津工業高等学校	武道場（卓球場）	50
津商業高等学校	運動場	100
	体育館	100
	武道場	50
久居高等学校	運動場	50
	テニスコート	500
	体育館	100
	武道場	50
	レスリング場	50
	体操場	200
久居農林高等学校	第1運動場	100
	第2運動場	600
	体育館	150
	武道場	50
	ボクシング場	50
白山高等学校	運動場	100
	体育館	150
	武道場	50

松阪高等学校	運動場	400
松阪工業高等学校	運動場	350
	体育館	150
	武道場	50
	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	100
飯南高等学校	体育館	100
	武道場	50
相可高等学校	テニスコート	150
	体育館	150
	武道場	50
昴学園高等学校	体育館	100
	武道場	50
宇治山田高等学校	体育館	150
伊勢工業高等学校	運動場	250
	体育館	150
	武道場	50
宇治山田商業高等学校	運動場	100
明野高等学校	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ボクシング場	50
南伊勢高等学校南勢校舎	体育館	100
	武道場	50
南伊勢高等学校度会校舎	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
鳥羽高等学校	運動場	350
	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
志摩高等学校	運動場	150
	体育館	100
水産高等学校	体育館	100
	武道場	50
	ボクシング場	50
上野高等学校	第2運動場	200
	テニスコート	50
	体育館	150
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	150
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	700
	体育館	150
	トレーニング場	100
	武道場	50
名張高等学校	運動場	450
	テニスコート	600
	体育館	300
	武道場	50
名張青峰高等学校	テニスコート	350
	体育館	150

	武道場	50
尾鷲高等学校	運動場	400
	テニスコート	200
	体育館	150
	武道場	50
	弓道場	50
尾鷲高等学校（光が丘校舎）	運動場	500
	武道場	50
	レスリング場	50
木本高等学校	運動場	500
	テニスコート	150
	体育館	250
	武道場	100
紀南高等学校	体育館	100
	武道場	50
	卓球場	100
北星高等学校	運動場	450
	体育館	150
みえ夢学園高等学校	体育館	100
伊勢まなび高等学校	運動場	400
	体育館	150
盲学校	体育館	50
聾学校	体育館	100
かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校）	体育館	50
稲葉特別支援学校	体育館	50
特別支援学校西日野にじ学園	体育館	100
度会特別支援学校	体育館	50
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	100
特別支援学校伊賀つばさ学園	体育館	100
北勢きらら学園	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	体育館	150
くわな特別支援学校	体育館	100
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園 本校	体育館	50

備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの照明設備の使用料を乗じたものになります。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

附 則

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県立学校体育施設の使用に関する規則（令和元年三重県教育委員会規則第2号）第3条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。